9. 留意事項

- (1) 本基準は、コンピュータの種類、システムの形態又はソフトウェアの相違等の実態に 則して活用すること。
- (2) ソフトウェア供給者基準、ネットワーク事業者基準及びシステムサービス事業者基準 は、各事業者特有の観点からまとめた基準であることから、各事業に用いるシステム の導入に当たっては、システム管理者基準を活用すること。
- (3) システム自体の安全対策については、「情報システム安全対策基準」(平成7年通商産 業省告示第518号)を活用すること。
- (4) システム監査の実施については、「システム監査基準」(平成8年1月30日通産省広報)を活用すること。
- (5) 本基準は、原則として、企業等の組織を対象としているが、個人ユーザも活用することができる。
- (6) コンピュータ不正アクセス対策については、「コンピュータ不正アクセス対策基準」(平成8年通商産業省告示第362号)を活用すること。
- (7) コンピュータウイルス、不正アクセス、災害等の対策としては、警察庁からも「情報システム安全対策指針」(平成 9 年国家公安委員会告示第 9 号)が発表されており、本基準と併せて活用することにより、情報システムのセキュリィテイを高めることができる。